



玉野市奨学金に 奨学金返還免除制度 を導入しました！

※学校卒業後に一定の要件を満たす場合、申請により申請年度

の返還額を **半額免除** します。

※令和8年度以降に奨学生として新たに採用された方が対象



1. 対象者

学校卒業後に以下の要件をすべて満たす場合、申請により、その年度の返還分の半額を免除することができます。

- ① 正規の修学期間において学校卒業後、最初に到来する4月1日を起算日とし、起算日以後玉野市に住民票がある者で、5年以上継続して居住し、生計を営んでいること
- ② 返還すべき年度の奨学金を当該年度内に返還していること
- ③ 市税等を滞納していないこと
- ④ 貸付が停止していないこと
- ⑤ 繰上げて返還をしていないこと

2. 申請方法

※本制度を継続する場合には、毎年度申請が必要です。

各年度の申請期間中に下記書類を
玉野市教育委員会に提出してください。

○提出書類

- ① 玉野市奨学金返還免除申請書
- ② 市税完納証明書
(申請年4月1日以降発行)
- ③ 誓約書

○申請期間 毎年度4月1日～4月10日

3. 注意事項

※以下の場合には半額免除の対象となりません。

- ・ 市税や返還すべき奨学金を滞納している場合
- ・ 返還計画を前倒しして返還する場合
- ・ 虚偽その他不正な手段により免除を受けたことが判明した場合
- ・ 令和7年度以前に奨学生として採用された方は、この制度の対象とはなりません。

4. 申請先・問合せ先

玉野市教育委員会 社会教育課
玉野市宇野1-27-1 (玉野市役所3階)
TEL : 0863-32-5577
メール : syakaikyoubu@city.tamano.lg.jp



市 HP

